
やまぐら通信 (やまぐち・くらしの安心ネット通信) 平成 29 年 2 月 24 日
-No.185- 事務局：山口県消費生活センター

■高さが調節できる入浴用いすの脚の破損に注意！■■■■■■■■■

入浴用いすは主に高齢者が使用するもので、裸の状態で使用することから、使用中に脚が破損した場合には、転倒し、ケガを負う危険性があります。

全国の消費生活センターには、入浴用いすの品質に関する相談が寄せられており、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故も発生しています。なお、当該の入浴用いすについてはリコールが実施されています。

ご家庭や介護施設等で入浴用いすを使用されている場合は、バネにさびが発生していないか確認され、さびが発生している場合は使用を中止しましょう。また、入浴用いすを購入する際には、バネがステンレス製のものを選びましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○国民生活センター：リーフレット「くらしの危険」

http://www.kokusen.go.jp/kiken/pdf/335dl_kiken.pdf

■消費生活用製品の重大製品事故について■■■■■■■■■

カセットこんろを焼損する火災事故や、リコール対象製品(エアコン(室外機)、ノートパソコン用バッテリーパック(ノートパソコン))で火災等の事故が発生しています！

リコール対象製品を使い続けると、事故を引き起こすおそれがあり、大変危険です。対象製品をお持ちでないか確認し、お持ちの方は、直ちに使用を中止し、事業者に連絡しましょう。

詳細については、以下の情報を参考にしてください。

○消費者庁 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/new_2017.html

★高齢者の方の中には、安全な使用のための情報に気付きにくい場合や、ご自身での対処が難しい場合もありますので、周囲の方が気を配っていただくようお願いいたします。

★リコール対象製品は、
消費者庁「リコール情報サイト」<http://www.recall.go.jp/>で確認できます★

■山口県消費生活センターからのお知らせ■■■■■■■■■

☘「消費者啓発の標語」を募集しています☘

県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、消費者啓発の標語を募集しています。

詳しい応募方法等は、県消費生活センターホームページでご確認ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syouhi/h29hyougo.html>

皆様の御応募をお待ちしております！

■平成 28 年度消費者啓発の標語入選作品■

最優秀賞

「しっかりと『聞こう』『話そう』『考えよう』

消費者問題 みんなの問題」

山口県立響高等学校 堀 海斗 さん

※その他の「H28 消費者啓発の標語入選作品」は、県消費生活センターHP でご覧ください。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/0/7/5/0758d7ae47c106c7a7bd844b41be8334.pdf>

会員の皆様へ〇=====

※ 消費生活トラブル情報に関する照会等は、必ず電話でお願いします。

相談専用電話：083-924-0999

事務局：山口県 県民生活課 消費生活センター内

TEL：083-924-2421 FAX：083-923-3407

メールアドレス：manaberu@pref.yamaguchi.lg.jp

HP：<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/syo-center/yka-net.html>